

I 令和8年度初任者研修実施要項

1 目的

新任教員に対して、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。

2 期間

新任教員は、原則として採用後の3年間、初任者研修を受講するものとする。

3 対象

初任者研修の対象となる教諭は、次のとおりとする。

(1) 初任者研修（1年目研修）

令和8年度採用の小学校、中学校及び義務教育学校教諭 ※過年度未受講者を含む

(2) 初任者研修（2年目研修）

令和7年度採用の小学校、中学校及び義務教育学校教諭 ※過年度未受講者を含む

(3) 初任者研修（3年目研修）

令和6年度採用の小学校、中学校及び義務教育学校教諭 ※過年度未受講者を含む

4 内容

初任者研修の目標及び研修年次ごとの研修日数等は、次の表のとおりとする。

	研修の目標	勤務校（校内）研修	機関（校外）研修
1年目	教員の基本的資質や、児童生徒理解力及び授業力の基礎を身に付ける。	年間150時間以上（一般研修60時間、授業研修90時間）	年間14日
2年目	授業及び学級経営等の実践的指導力を高める。	年間2回以上の校内公開（研究）授業	年間6日
3年目	2年間を振り返り、個々の課題や勤務校の役割等に応じた研修に取り組む。		年間4日

5 実施主体

初任者研修は、県教育委員会が主催し、総合教育センターと教育事務所が関係市町村教育委員会の協力を得て実施する。各機関が実施する研修内容は、次の表のとおりとする。

実施機関	研修内容
県教育委員会	総合教育センター 基礎的・基本的な知識や理論についての研修
	教育事務所 主に授業づくりや学級づくりに関する研修（1年目） 主に授業づくりに関する研修（2年目）
市町村教育委員会	地域の特性の理解等、各市町村の実態に応じた研修

6 実施体制

- (1) 初任者研修に係る実施計画及び実施上の必要事項は、宮城県教職員育成協議会研修部会において調査及び検討し、必要に応じて当該協議会において協議又は報告する。
- (2) 初任者研修を円滑に行うため、各教育事務所は初任者研修の対象者が所属する学校長（以下、「校長」という。）及び指導教員等の関係者による連絡協議会を開催する。
- (3) 拠点校方式による初任者研修を円滑に行うため、拠点校方式実施校グループ連絡会を開催する。
- (4) 教育庁関係各課、総合教育センター及び各教育事務所に担当を置く。

7 研修計画等の作成

- (1) 初任者研修に係る実施計画は、総合教育センターが作成する。
- (2) 関係市町村教育委員会は、総合教育センターが作成する実施計画に基づき、地域の実情に配慮して、関係市町村教育委員会における年間研修計画を作成する。
- (3) 校長は、総合教育センターが作成する実施計画に基づき、勤務校研修計画書を作成する。

8 勤務校研修の指導等

- (1) 1年目研修については、小学校が拠点校方式、中学校が各校方式により実施する。ただし、拠点校方式による指導教員の配置が困難な小学校については、各校方式により実施する。なお、2年目研修以降については、指導教員等を置かない。
- (2) OJTを効果的なものとするため、初任者は原則として学級又は教科・科目を担当する。ただし、校長は、必要に応じて校務分掌等を軽減する。

9 指導教員等

(1) 各校方式の指導教員及び教科指導教員

- ① 関係市町村教育委員会は、校長の意見を聴き、関係学校の主幹教諭、教諭（再任用含む）又は本務経験を有する非常勤講師等の中から指導教員を命じる。
- ② 指導教員は、校長、副校長及び教頭の指導の下、勤務校研修計画書に従い、初任者に対し職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行う。
- ③ 校長は、指導教員による指導及び助言が円滑に実施できるようにするため、指導教員の校務分掌等を軽減する。
- ④ 小学校の各校方式では、指導教員が教科指導教員を兼ねる。
- ⑤ 中学校において、指導教員の免許教科が初任者の免許教科と異なる場合は、初任者に対して教科に係る指導及び助言を行わせるため、教科指導教員を置く。
- ⑥ 教科指導教員は、原則として初任者の所属する学校及びその近隣の学校の主幹教諭、教諭（再任用含む）又は本務経験を有する非常勤講師等の中から、当該初任者の所属する学校の校長の意見を聴いて、当該学校を所管する教育委員会が命じる。ただし、やむを得ない事情がある場合は教頭を充てることできる。【p. 4「1 中学校における教科指導教員の選任」参照】
- ⑦ 校長は、教科指導教員による初任者に対する指導及び助言が円滑に実施できるようにするため、必要に応じて教科指導教員の校務分掌等を軽減する。
- ⑧ ⑤の規定により中学校に教科指導教員を置くほか、県教育委員会は、教育事務所に非常勤の教科指導教員を置くことができる。この場合、教科指導教員は、指導教員の免許教科が初任者の免許教科と異なる中学校を所管する関係市町村教育委員会の求めに応じて、当該中学校において初任者に対して教科に係る指導及び助言を行う。
- ⑨ 県立中学校においては、特別支援学校中学部の規定を準用する。
- ⑩ 校内における指導教員、教科指導教員の命課は、初任者の採用日とする。

(2) 拠点校方式の拠点校指導教員及び校内指導教員

- ① 関係市町村教育委員会は、県教育委員会及び校長の意見を聴き、関係学校の教諭（再任用含む）又は本務経験を有する常勤講師の中から拠点校指導教員を命じる。
- ② 拠点校指導教員は、原則として4人の初任者の勤務校研修の指導を担当する。また、原則として初任者1人に対して週1日、初任者の勤務校において、校長及び教頭の指導の下、勤務校研修計画に従い、職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行う。
- ③ 校長は、拠点校指導教員が、指導業務に従事している期間は、業務に専念できるよう校務分掌等に配慮する。
- ④ 県教育委員会は、拠点校指導教員を定めることができるようにするため、拠点校指導教員の本務校に対し、教員定数についての措置を講じる。
- ⑤ 関係市町村教育委員会は、校長の意見を聴き、関係学校の主幹教諭、教諭（再任用含む）の中から校内指導教員を命じる。
- ⑥ 校内指導教員は、校長及び教頭の指導の下、勤務校研修計画に従い、拠点校指導教員と連携して、勤務校研修の実施に当たる。

(3) メンター

- ① 校長は、初任者（1年目）の相談役として校内にメンターを置く。
- ② メンターは、初任者の相談役として、指導教員等及びその他の教職員と連携して初任者を支援する。
- ③ メンターは、初任者と比較的年齢の近い教員が担当することが望ましい。

10 研修に係る非常勤講師

- (1) 県教育委員会は、市町村立学校に対して、初任者及び各校方式の指導教員等に係る措置として非常勤職員を任用し、関係市町村教育委員会に派遣することができる。ただし、2年目研修以降については非常勤講師を措置しない。
- (2) 関係市町村教育委員会は、非常勤職員を非常勤講師に任命し、初任者及び指導教員等の所属する学校に勤務することを命じることができる。
- (3) 非常勤講師の報酬については、県教育委員会が別に定める。
- (4) 県立中学校においては、特別支援学校中学部の規定を準用する。

11 研修に係る校内体制

指導教員等を中心とした学校全体で初任者を育成する体制を整備するため、その体制を校務分掌組織に位置付けることとし、指導教員以外の教員であっても、勤務校研修計画に従い、初任者の指導及び助言に当たる。

12 研修計画書及び研修報告書等の提出

- (1) 1年目研修
 - ① 校長は、勤務校研修計画書及び研修報告書等を所管する教育委員会に提出する。
 - ② 関係市町村教育委員会は、関係学校の勤務校研修計画書及び研修報告書とその教育委員会における年間研修計画書及び研修報告書を、教育事務所を経由して総合教育センターに提出する。教育事務所は、この際教育事務所の年間研修計画書及び研修報告書を併せて提出する。
- (2) 2年目研修
 - ① 教育事務所は、年間研修計画書を総合教育センターに提出する。
 - ② 校長は、研修報告書等を所管する教育委員会に提出する。
 - ③ 関係市町村教育委員会は、関係学校の研修報告書等を、教育事務所を経由して総合教育センターに提出する。この際、教育事務所は教育事務所の研修報告書を併せて提出する。
- (3) 3年目研修
 - ① 校長は、選択研修報告書を所管する教育委員会に提出する。
 - ② 関係市町村教育委員会は、関係学校を選択研修報告書を、教育事務所を経由して総合教育センターに提出する。

13 その他

この要項に定めるもののほか、初任者研修の実施に当たり必要となる事項は県教育委員会が別に定める。

この要項は、令和8年4月1日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

勤務校研修 各校方式に係る留意事項

1 中学校における教科指導教員の選任

- (1) 教科指導教員は、初任者と指導教員の免許の校種・教科が異なる場合に置く。なお、初任者と教科指導教員の免許は、校種・教科が同一であることを原則とする。
- (2) 校長が所管の教育委員会に教科指導教員を推薦する場合は、次の順位による。
 - ① 校内の主幹教諭又は教諭（再任用含む）で、初任者と校種・教科が同一の免許を有する者。
 - ② 本務教員の経験を有する非常勤講師で、初任者と校種・教科が同一の免許を有する者。
 - ③ 近隣の学校の主幹教諭又は教諭（再任用含む）で、初任者と校種・教科が同一の免許を有する者。
※隣接校教科指導教員としての職務に従事する。この場合の旅費は、初任者の所属学校が負担する。
 - ④ 校内の主幹教諭又は教諭（再任用含む）で、初任者の免許教科を免許外教科担任制度の許可を受けて指導した経験を有し、初任者に教科指導できる者。
 - ⑤ 教頭。この場合免許教科は問わないが、選任に至った経緯について、「様式4（初任者及び指導教員等に関する調査）」に副申を添付して報告すること。
 - ⑥ 上記①から⑤の該当者がいない場合には、市町村教育委員会を通じ、所管の教育事務所と協議する。

2 指導教員の担当授業時間の軽減について

指導教員又は教科指導教員の担当授業時間については、当該教員の担当授業時間と、研修指導時間及び指導の準備・整理等の時間の合計が、他の教諭の担当授業時間と同程度となるようにする。

3 隣接校教科指導教員

隣接校教科指導教員については、以下のことについて校内で共通理解を図る。

- (1) 隣接校教科指導教員の勤務条件等の決定（訪問曜日、出勤・退勤時刻等）
- (2) 隣接校教科指導教員と指導教員及びその他の教員の役割分担
- (3) 研修時間確保のための校内体制整備
- (4) 各種打合せ（引継ぎも含む）の実施方法等の検討
- (5) 指導（研修）記録の作成
- (6) 教材・消耗品の使用方法等の指導
- (7) 座席配置等の勤務環境整備

勤務校研修 拠点校方式に係る留意事項

1 拠点校指導教員の勤務

- (1) 拠点校指導教員は、担当する初任者が所属する学校に兼務発令となる。
- (2) 拠点校指導教員が関係学校（本務校、兼務校）で初任者の指導に従事する場合、各関係学校の校長がその職務を監督する。
- (3) 校長は、拠点校指導教員を初任者の指導に関する業務に従事させる。

2 拠点校指導教員の役割

- (1) 拠点校指導教員は、原則として担当する初任者の所属校を初任者1人に対して週1日（年間30週程度）訪問して指導を行う。1日の指導時間は7時間（直接指導3時間・準備整理4時間）とする。ただし、拠点校指導教員が5人以上の初任者を担当し、初任者2人に対して週1日訪問して指導を行う場合には、1日の指導時間における準備整理の時間を減じて直

接指導の時間に充てることができる。

- (2) 訪問の曜日については、本務校校長は関係学校と十分調整し、年度初めに決定する。学校行事等で同一曜日に年間30日の訪問ができない場合には、他の学校を訪問しない日に訪問する等により、年間30日（90時間程度）の指導日数を確保する。
- (3) 拠点校指導教員は、主として授業研修を担当するが、必要に応じて一般研修の一部も担当することができる。

3 校内指導教員の役割

- (1) 校内指導教員は、校長及び教頭の指導の下、拠点校指導教員及びメンターと綿密に連携をとって、勤務校研修計画の立案を行い、勤務校研修の実施に当たる。勤務校研修計画の内容は、初任者の実情に応じ適時見直すものとする。
- (2) 校内指導教員は、勤務校研修のコーディネーター役として、研修内容に応じて校内の教員に指導及び助言の役割を割り振る。
- (3) 校内指導教員については、特に授業時数の負担軽減を求めないが、勤務校研修のコーディネーターとしての役割を円滑に果たすために、校務分掌等で必要な配慮をする。

4 校内指導教員等校内の教員の役割

- (1) 校内指導教員等の校内の教員は、週3時間（直接指導2時間・準備整理1時間）年間90時間程度指導業務に従事する。この指導は、校内の全教職員が協力して実施するものであり、特定の教職員（校内指導教員等）のみが担当することがないように留意する。
- (2) 校内指導教員等の校内の教員は、主として一般研修を担当する。必要があれば授業研修の一部も担当することができる。

5 各実施校の体制整備

- (1) 拠点校指導教員の勤務条件等の決定（訪問曜日、出勤・退勤時刻、各種会議への出席の有無等）
- (2) 拠点校指導教員、校内指導教員、メンター及びその他の教員の役割分担決定
- (3) 研修時間確保のための校内体制整備
- (4) 各種打合せ（引継ぎも含む）の実施方法等の検討
- (5) 指導（研修）記録の作成
- (6) 教材・消耗品の使用方法等の指導
- (7) 座席配置や福利厚生等、拠点校指導教員の兼務校における勤務環境整備（拠点校指導教員が兼務校にあっても他の教員と同様に勤務できる環境）

6 拠点校方式実施校グループ内の共通理解

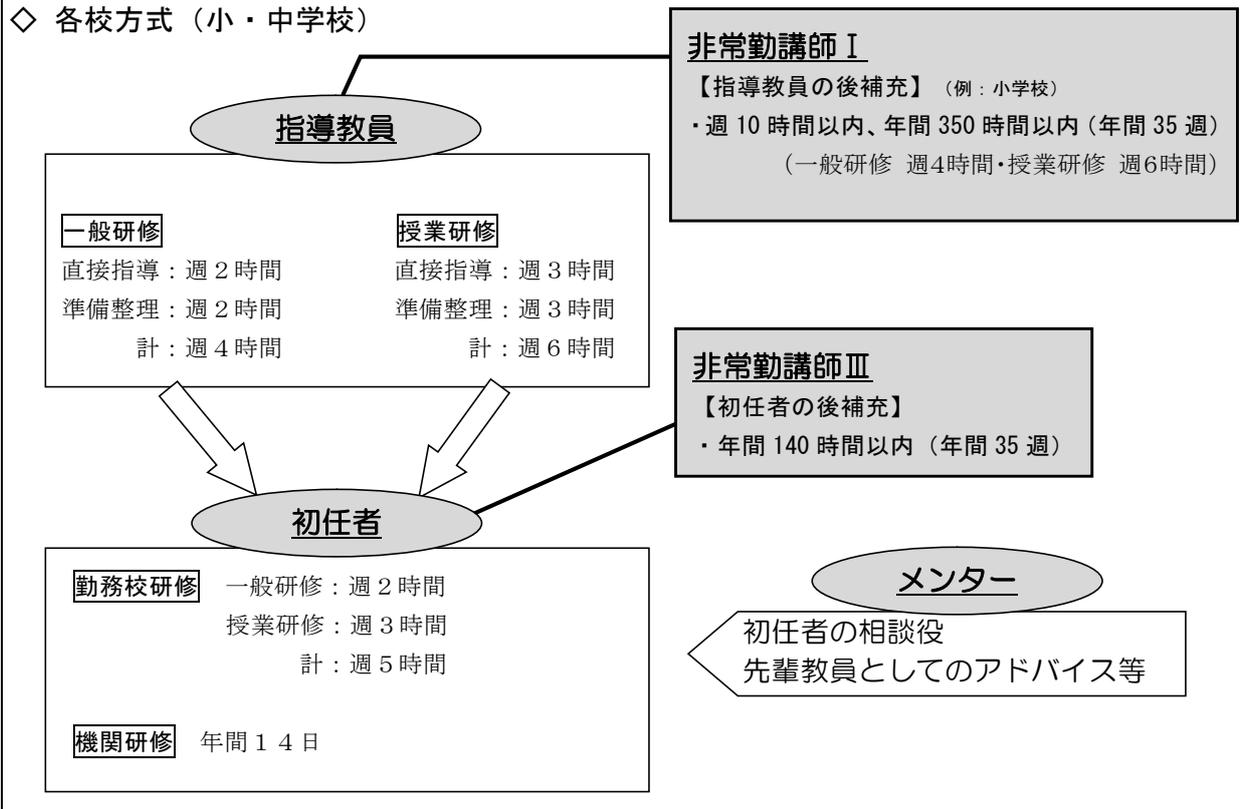
- (1) 拠点校指導教員の勤務
 - ① 訪問日（訪問曜日）の調整
 - ② 兼務校での出勤・退勤時刻
 - ③ 訪問日を変更する際の手順
 - ④ 年次有給休暇への対応等
- (2) 研修の実施
 - ① 担当学年の調整
 - ② グループ校内授業研修会の持ち方等
- (3) 拠点校方式実施校グループ連絡会の実施方法等について

7 学校全体の理解

校内の教職員や関係者に対し、拠点校方式の趣旨、拠点校指導教員の職務内容、年間研修実施計画等への理解を図る。その一環として、職員、児童及び保護者に拠点校指導教員を紹介する場を確保する。

1年目研修の仕組み

◇ 各校方式（小・中学校）



◇ 拠点校方式（小学校）

